

# 交通事故 慰謝料計算シート

軽傷用（他覚的所見のないむち打ち症や打撲など）

1. A、Bに治療期間（事故日～症状固定日）を記入してください。

治療期間＝

A  B  ヶ月  
 8  0 ヶ月

例 治療期間240日＝8.0ヶ月

2. 治療期間分の通院慰謝料を計算します。

Aに対応する月分の慰謝料＝

a   
 103万円

例 103万

3. 治療期間分の月に満たない端数分の通院慰謝料を計算します。

Bに対応する日数の慰謝料＝(aの下段の金額－a)×B＝

b   
 0円

例 (109万－103万)×0

4. C、Dに入院期間を記入してください。

入院期間＝

C  D  ヶ月  
 0  1 ヶ月

例 入院期間3日＝0.1ヶ月

5. 入院期間分の入院慰謝料を計算します。

Cに対応する月分の慰謝料＝

c   
 0万円

例 0万

6. 入院期間分の月に満たない端数分の入院慰謝料を計算します。

Dに対応する日数の慰謝料＝(cの右隣の金額－c)×D＝

d   
 3万5千円

例 (35万－0万)×0.1

7. 入院期間分の通院慰謝料を計算します（重複分を差し引くため）。

Cに対応する月分の慰謝料＝

c'   
 0万円

例 0万

8. 入院期間分の月に満たない端数分の通院慰謝料を計算します。

Dに対応する日数の慰謝料＝(cの下段の金額－c)×D＝

d'   
 1万9千円

例 (19万－0万)×0.1

9. a、b、c、d、c'、d'の合計額を出します。

入通院慰謝料額＝(a+b)+(c+d)－(c'+d')＝

104万6千円

例 103万+3万5千－1万9千

## 注意事項

1. 実通院日数（通院回数）が週に2日未満の場合は、実通院日数×3の値を治療期間としてください。
2. 1ヶ月＝30日で計算します。
3. この計算シートで全てのケースでの妥当な慰謝料額が計算できるものではありません。ご利用は自己責任でお願いいたします。
4. 計算シートの使用方法についてのご質問はご遠慮ください。

		入院															
		0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月
通院	0月		35														
	1月	19	52														
	2月	36	69														
	3月	53	83														
	4月	67	95														
	5月	79	105														
	6月	89	113														
	7月	97	119														
	8月	103	125														
	9月	109	129														
	10月	113	133														
	11月	117	135														
	12月	119	136														
	13月	120	137														
	14月	121	138														
15月	122	139															

表の内容をすべて知りたい方は、赤い本をご購入ください。